

職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」贈呈取扱要領 「デュアルシステム」部門

(目的)

第1条 この制度は、学校教育におけるキャリア教育を推進するため、デュアルシステムにより、生徒の実践的な技術・技能の向上に顕著な功績をあげた事業所に対し感謝の意を表し、職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」（以下「感謝状」という。）を贈呈するとともに、県民に広く周知することを目的とする。

(贈呈対象)

第2条 感謝状贈呈の候補者となることができるものは、県立高等学校のデュアルシステムにおいて生徒の受入れを行い、かつ県立高等学校における教育活動への参加をとおしてキャリア教育の推進に尽力した事業所とする。

(候補者の推薦及び申請)

第3条 前条に掲げる功績にあつては、県立高等学校若しくは経済団体の推薦又はデュアルシステムを受入れている事業所からの申請によるものとする。

(決定)

第4条 感謝状を贈呈する事業所は、前条の推薦及び申請をもとに、高校教育課が審査し決定する。

(雑則)

第5条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月2日から施行する。